

平成25年度 第1回 府中市景観審議会会議録

- 1 開催年月日 平成25年5月1日（水） 午後3時30分開会
午後5時20分閉会
- 2 出席委員 饭 庭 伸
加 藤 幸 枝
千 賀 裕 太 郎
田 中 友 章
中 根 勝 士
田 中 淑 雄
若 林 瓦 子
- 3 欠席委員 市 川 紀 子
- 4 議事日程
日程第1 景観構想 平成24年度 第3号議案
日程第2 その他
- 5 議 事
- (I) 日程第1について
ア 事務局説明
(i) 前回の本審議会以降の経過について説明。
(ii) 府中町二丁目地内における景観構想について、配布資料に基づき説明。
- イ 審議の概要
(委員) シンボルツリーは、道路から距離はどのくらいか。
(市) 距離は決まっていない。道路沿いに設置する予定である。
(委員) 道路沿いに電線があると、シンボルツリーを強く剪定してしまうのではないか。
(委員) シンボルツリーの根が張る可能性があるので、歩道より2メートル程離して、シンボルツリーを設置してはどうか。
(市) シンボルツリーの樹種は、現在検討中である。事業者に伝え、慎重に検討するよう伝える。
(委員) 資料の図に示されているゴミ持出スペースの目隠しフェンス、格子フェンス、植栽の案が出されているが、景観審議会で、どの案が良いか答えるべきなのか。それとも現段階の案をだしているだけなのか。また、前回の資料とゴミ持出スペースの形状が異なる。東側の角の植栽は厚くなっているが、市道からの視認性が高くなっている。ゲートなどを設置し、外からの見え方に配慮するべきである。

- (市) ゴミ持出スペースの目隠しフェンスと植栽は案であり、種類等についてでは、今後検討していく。ゴミ持出スペースについては、管理上のため、真ん中に通路を作った。外からの見え方については、協議していく。
- (委員) 景観上の観点からでは、この持出スペースの案は減退しているようと思う。北側の部分に連続的な植栽を設けてはどうか。また、可動式の格子フェンス等を設けて、景観上配慮してはどうか。
- (市) 門扉等を設置し、景観上配慮するよう事業者と協議していく。
- (委員) 違法駐輪の管理、喫煙について、掲示物等で注意喚起していくというの、景観上良くないのではないか。駐輪スペースへの誘導設え、喫煙も配慮した設定した計画をするべきではないか。
- (委員) 公共サイン等を設けるべきではないか。
- (市) 事業者と協議していく。
- (委員) 南側のスペースをどのように利活用していくか協議していただきたい。
- (委員) 違法駐輪とは、どのような状況をいうのか。コントロールしていく必要があるのではないか。
- (委員) 駅を使う人等が止めてしまうのは違法駐輪ではないか。
- (市) 駐輪の管理、コントロールは事業者と協議をしていく。
- (委員) この場所は、駐輪禁止区域なのか。
- (市) 道路は駐輪禁止区域である。広場は私有地のため、禁止区域ではない。
- (委員) 最初の立ち上げが大切なではないか。空間の利活用を考え、意識するべきである。
- (市) 事業者と協議をしていく。
- (委員) 敷地と道路の境界線は、縁石や段差等設けるのか。
- (市) 現段階での計画では、縁石等を設ける計画である。
- (委員) 縁石が低いのではないか。
- (市) 周囲に開放された空間ということで、低い縁石を考えている。
- (委員) 安全性は大丈夫なのか。
- (市) 現段階では、あくまで案である。事業者と協議していく。
- (委員) 市道には歩道を設けないのか。
- (市) 現段階では、歩道を設ける予定はない。
- (会長) 以上の意見を踏まえ、答申案を出したいと思う。

ウ 審議結果

答申案を以下のように修正し、答申とする。

- (ⅰ) 敷地北側の立体駐車場については、周囲からの見え方の工夫が必要である。また、ゴミ持出スペースやバイク置場についても周辺からの見え方の工夫を行うとともに、利用方法についても検討すべきである。
- (ⅱ) 緑地については、適切な剪定を行うなど維持管理を行い、駐輪スペー

スと一体的な設えとすべきである。また、広場の樹木については、地域のシンボルとなるよう維持管理を行うべきである。

- (7) 緑地、歩道状空間及び広場等は、当該地の特性や利活用を考慮した計画とし、将来にわたり地域に繋がる良好な環境が保たれるよう、駐輪スペースの運用も含めて、適切な維持管理と利活用を行うべきである。
- (8) 建築物の色彩については、府中市景観ガイドラインに則し、周辺のまちなみと調和し、周辺のにぎわいが連続した計画とする必要がある。
- (9) 店舗の広告や施設内の誘導案内のサインについては、周辺からの見え方に配慮するとともに、府中市景観ガイドラインに則し、周辺地域を含めた全体の統一感を考えて計画する必要がある。

(2) 日程第2について

ア 景観協定（宮西町一丁目）、景観協定（四谷五丁目）について、配布資料に基づき説明。

- (会長) 景観協定（宮西町一丁目）について、ご意見ございますか。
- (委員) 第9条の地域コミュニティの表現が広すぎると思う。
- (委員) 今までこのような表現の言葉を使っていたのか。
- (市) 地域コミュニティという言葉の表現は初めてである。
- (委員) 地域コミュニティという表現を「沿道部分の設え」という表現にしてはどうか。第9条第1項の住宅内部という表現では、共用部だけでなく住戸部分も含まれてしまう。「共用部のにぎわいを表現」という表現にしてはどうか。
- (委員) 第9条の「視認性のある素材を用い、透明感のある表層」という表現を「透明性の高い素材を用いた」といった表現としてはどうか。
- (委員) 外部の方も共用部に入ってくることが可能ということか。
- (委員) 第9条第1項については、「住宅内部」ではなく、「住宅共用部内部」と表現するのがよいのではないか。
- (委員) 第13条第2項で、委員会については、委員長と副委員長がいる。委員は2名以上いるのではないか。項目を分けないとおかしいのではないかと思う。
- (委員) 区分所有者が増えるということなので、委員会は1人協定という状態を想定していないのではないか。
- (市) 文言、表現等を整理し、事業者と協議していく。
- (会長) 景観協定（四谷五丁目）について、ご意見ございますか。
- (委員) 第5条の（5）は、布団を干してはいけないということか。
- (委員) このような表現をしているマンションは多い。ベランダの高さより高くしてはならないということでないか。
- (市) 窓枠などの「など」で表現している。
- (委員) 緑地の管理がA、Bと分かれるが、一体的に連携を図る表現にすることはできないか。
- (委員) 環境緑地・歩道状空地も維持されることが大切なので、公共側の

部分も書いておくことができないか。

(市) 運営委員会で連携をとるようにする。

(委員) 第7条で(4)、(5)で別々に書いているが、何か表現の検討は可能なのか。

(委員) 誰が管理するかということをどこかに入れておく必要があるのではないか。

(市) 維持管理を含め、事業者と協議していく。

(委員) 戸建て住宅の管理に配慮したほうがよいと思う。

(委員) 第7条第1項で緑地というのはどのようにになっているのか。個人の庭も入るのであれば、ハードルが高いのではないか。

(委員) 自主管理公園という表現が図面にあるが、自主管理緑地なのではないのか。

(委員) 第7条の緑地の定義があいまいである。表現方法を考える必要があるのではないか。

(市) 協議していく。

(委員) A地区内の道路上の植栽とはどこか。

(市) 道路上の植栽はない。

(委員) 協定者は土地を持っているということなのか。

(市) 土地所有者である。

(市) 文言、表現等を整理し、事業者と協議していく。

イ 次回審議会の日程は、後日調整して連絡する。

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

会長

千賀 経太郎

委員（加藤委員）

加藤 素枝